

宝達志水町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 石川県宝達志水町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業
農業集落排水事業
特定地域生活排水処理事業
個別排水処理事業

策 定 日 (改 定 日) : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

I 特定環境保全公共下水道事業

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度(供用開始後 30年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	21.9人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	4処理区		
処 理 場 数	4施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和2年度に策定した宝達志水町汚水処理構想にて、令和10年度末までに特定環境保全公共下水道事業の北川尻処理区を同事業の今浜処理区へ統合する計画としており、現在事業を実施中。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、公共下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 10m ³ まで1,800円/月 従量料金 10m ³ を超える分: 1m ³ につき230円 ※消費税抜(以下、同じ)		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	4,100 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	令和5年度	4,100 円	
	令和6年度	4,100 円	
	令和4年度	4,384 円	
	令和5年度	4,357 円	
	令和6年度	4,438 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和7年4月1日現在、本町の下水道事業の運営は地域整備課で行っており、下水道会計支弁職員数(特定環境保全公共下水道)31~40歳:1人、41~50歳:1人、(農業集落排水事業)31~40歳:1人の計3人で構成している。
-------	---

事業運営組織	<p>一般行政(建設部門)、公営企業(下水道部門)と同一課で運営している。</p> <pre> graph TD A[町長] --> B[副町長] B --> C[地域整備課] C --> D[建設係] C --> E[水道係] C --> F[下水道係] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	令和3年度より農業集落排水事業を含む処理場及びマンホールポンプ場の維持管理業務における包括的民間委託を導入している。 令和8年度より農業集落排水事業、合併浄化槽を含めたウォーターPPPを運用開始する。
	イ 指定管理者制度	本町では、法律などの制約で指定管理者制度の導入ができない施設や、業務の専門性・特殊性を踏まえ、町が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めていく方針であるが、当該事業においては現時点で該当はない。
	ウ PPP・PFI	令和8年度より農業集落排水事業、合併浄化槽事業を含むウォーターPPPを導入する。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	各処理場で汚泥濃縮を行った後民間施設で肥料化しており、下水汚泥の有効利用率は100%であるが、収益化は行っていないため、該当はない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	当該事業において取得した下水道用地のうち活用可能な規模の未利用土地は存在せず、また、処理場施設の一部空間利用も行っていないため、該当はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>【当該事業の経営分析総括】</p> <p>令和6年1月1日の能登半島地震の発生により、下水道施設において、大きな被害が生じた。復旧には数年以上かかるものと見込まれ、財源に国庫補助や起債を活用しながら、計画的に工事を進めていく。 また、今後の人口減少により、使用料収入の減少が見込まれることから、適切な時期に計画的な施設の改築更新を行う。また、事業効率化を図るため施設の統廃合を進めていく必要がある。</p>
--

II 農業集落排水事業

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年度(供用開始後 38年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	14.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	7処理区		
処理場数	7施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和2年度に策定した宝達志水町汚水処理構想にて、令和20年度末までに特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業合わせて4処理区を特定環境保全公共下水道事業の今浜処理区へ統合する計画としている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、公共下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金 10㎡まで1,800円/月 従量料金 10㎡を超える分: 1㎡につき230円 ※消費税抜(以下、同じ)			
業務用使用料体系の概要・考え方	同上			
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,100円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	
	令和5年度	4,100円		
	令和6年度	4,100円		
	令和4年度		令和4年度	3,478円
	令和5年度		令和5年度	3,463円
	令和6年度		令和6年度	4,433円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	「I 特定環境保全公共下水道事業」参照
事業運営組織	「I 特定環境保全公共下水道事業」参照

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	令和3年度より特定環境保全公共下水道事業を含む処理場及びマンホールポンプ場の維持管理業務における包括的民間委託を導入している。 令和8年度より特定環境保全公共下水道、合併浄化槽を含むウォーターPPPを運用開始する。
	イ 指定管理者制度	本町では、法律などの制約で指定管理者制度の導入ができない施設や、業務の専門性・特殊性を踏まえ、町が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めていく方針であるが、当該事業においては現時点で該当はない。
	ウ PPP・PFI	令和8年度より特定環境保全公共下水道事業、合併浄化槽事業を含むウォーターPPPを導入する。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	事業規模が小さいこと、エネルギー利用に見合う資源が乏しいこと等が要因で費用対効果が悪いいため、行っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	当該事業において取得した下水道用地のうち活用可能な規模の未利用土地は存在せず、また、処理場施設の上部空間利用も行っていないため、該当はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>【当該事業の経営分析総括】</p> <p>令和6年1月1日の能登半島地震の発生により、下水道施設において、大きな被害が生じた。復旧には数年以上かかるものと見込まれ、財源に国庫補助や起債を活用しながら、計画的に工事を進めていく。</p> <p>また、今後の人口減少により、使用料収入の減少が見込まれることから、適切な時期に計画的な施設の改築更新を行う。なお、事業効率化を図るため施設の統廃合を進めていく必要がある。</p>

Ⅲ 特定地域生活排水処理事業

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度(供用開始後 19年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	3.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区		

処 理 場 数	42施設
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし。

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、公共下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 10㎡まで1,200円/月(電気代を自己負担している場合) 従量料金 10㎡を超える分: 1㎡につき230円 ※消費税抜(以下、同じ)		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,500 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	令和5年度	3,500 円	
	令和6年度	3,500 円	
	令和4年度		4,423 円
	令和5年度		4,431 円
	令和6年度		3,621 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	「I 特定環境保全公共下水道事業」参照
事 業 運 営 組 織	「I 特定環境保全公共下水道事業」参照

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	令和8年度より特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業を含むウォーターPPPを導入する。
	イ 指定管理者制度	本町では、法律などの制約で指定管理者制度の導入ができない施設や、業務の専門性・特殊性を踏まえ、町が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めていく方針であるが、当該事業においては現時点で該当はない。
	ウ PPP・PFI	令和8年度より特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業を含むウォーターPPPを導入する。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	事業規模が小さいこと、エネルギー利用に見合う資源が乏しいこと等が要因で費用対効果が悪いため、行っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	当該事業は浄化槽設置申請者個人の宅地内に浄化槽を町で設置しており、事業として有する下水道用地はないため、該当はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

<p>【当該事業の経営分析総括】 経費回収率は、面整備が概成していること、水洗化率が高いことが要因となり、類似団体平均と比較して高くなっている。 汚水処理原価は類似団体を下回っている。これは職員給与費を他事業で計上していることが要因と考えられる。今後もより一層効率的な経営を行ってきたい。</p>
--

IV 個別排水処理事業

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成14年度(供用開始後 23年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法 適 (一 部 適 用)
----------------------------------	-------------------	--	-----------------

処理区域内人口密度	2.8人/ha	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1処理区		
処理場数	40施設		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	当初、特定環境保全公共下水道として整備をする予定であった志雄処理区、樋川処理区の一部未整備区域において、今後の財政計画、費用対効果を考慮し、集合処理から個別処理に転換することにした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、公共下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金 10㎡まで1,200円/月(電気代を自己負担している場合) 従量料金 10㎡を超える分: 1㎡につき230円 ※消費税抜(以下、同じ)		
業務用使用料体系の概要・考え方	同上		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,500円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載
	令和5年度	3,500円	
	令和6年度	3,500円	
	令和4年度		4,454円
	令和5年度		4,375円
	令和6年度		4,256円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	「I 特定環境保全公共下水道事業」参照
事業運営組織	「I 特定環境保全公共下水道事業」参照

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	令和8年度より特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業を含むウォーターPPPを導入する。
	イ 指定管理者制度	本町では、法律などの制約で指定管理者制度の導入ができない施設や、業務の専門性・特殊性を踏まえ、町が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めていく方針であるが、当該事業においては現時点で該当はない。
	ウ PPP・PFI	令和8年度より特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業を含むウォーターPPPを導入する。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	事業規模が小さいこと、エネルギー利用に見合う資源が乏しいこと等が要因で費用対効果が悪いと、行っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	当該事業は浄化槽設置申請者個人の宅地内に浄化槽を町で設置しており、事業として有する下水道用地はないため、該当はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>【当該事業の経営分析総括】 経費回収率は、面整備が概成していること、水洗化率が高いことが要因となり、類似団体平均と比較して高くなっている。 汚水処理原価は類似団体を下回っている。これは職員給与費を他事業で計上していることが要因と考えられる。今後もより一層効率的な経営を行っていきたい。</p>

2. 将来の事業環境

(1) 水洗化戸数の予測

水洗化戸数の推移は、現在の処理区域内人口に将来の人口減少率の予測値(国立社会保障・人口問題研究所)及び水洗化率等に乗じて算定した。減少傾向が続くものと予想される。算定結果は次のとおり。

(単位:戸)

R5実績	R6実績	R7見込	R8予測	R9予測	R10予測	R11予測	R12予測	R13予測	R14予測	R15予測	R16予測	R17予測
4,062	4,076	3,996	3,922	3,850	3,779	3,710	3,635	3,562	3,491	3,421	3,352	3,280

(2) 有収水量の予測

有収水量の推移は、上記の水洗化戸数の見込みに一戸当たり有収水量の実績値(223.6㎡)に乗じて算定した。減少傾向が続くものと予想される。算定結果は次のとおり。

(単位:㎡)

R5実績	R6実績	R7見込	R8予測	R9予測	R10予測	R11予測	R12予測	R13予測	R14予測	R15予測	R16予測	R17予測
923,355	898,677	893,477	876,979	863,237	844,976	829,472	812,775	798,658	780,575	764,872	749,566	735,276

(3) 使用料収入の見通し

上記の有収水量をもとに料金単価の実績を勘案し、基本料金及び従業料金を算定して使用料収入を積算した。減少傾向が続くものと予想される。算定結果は次のとおり。

(単位:千円)

R5実績	R6実績	R7見込	R8予測	R9予測	R10予測	R11予測	R12予測	R13予測	R14予測	R15予測	R16予測	R17予測
201,598	199,046	197,557	195,127	192,740	189,569	186,875	183,975	181,523	178,382	175,654	172,996	170,513

(4) 施設の見通し

管渠延長154kmのうち令和7年度末時点で布設後50年の法定耐用年数を超過する管路はないが、30年を経過する管路が約126kmあるため平成27年度から管口カメラによる調査を実施し、発見された異常箇所に対して改築修繕を実施してきた。10年後、20年後を見据え急激に増加する老朽化管渠を長期的な視点で維持管理していくため、ストックマネジメント計画を策定し計画的な修繕・改築計画により、老朽化対策を進める。また処理場においては統廃合計画に基づき令和9年度末に4処理区を3処理区に統廃合を完了する予定。

(5) 組織の見通し

経営の効率化や住民サービスの向上を図るため下水道の保守点検や維持管理業務等の民間委託を進めたことや、下水道整備の完了により職員数は減少傾向で推移してきた。しかし下水道事業では特殊な知識や技術が必要な場合が多く、人員の確保とともに技術の継承が問題となっており、研修などの充実により必要な人材育成に努める。

3. 経営の基本方針

経営の基本方針は以下のとおりとする。

- 適切で計画的な事業執行
限られた財政の中、適切な事業計画と財政計画を基に経営を行っていく。
- 安定した経営基盤の強化
効率的な下水道事業経営のため、随時処理施設の統廃合や区域の見直しを行い、施設の効率化を図る。
- 効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む。
- 経費負担区分の適正化
基準外繰入金に依存しない財政基盤の強化のため、一般会計との経費負担区分の適正化を図る。
- 持続的なサービスの提供
持続的な下水道サービスを提供するために、適切な更新計画を策定することで、世代間での格差が生じないよう更新投資額の平準化を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画的な更新と災害に強い下水道施設の構築

(投資の積算の考え方)

以下の各種計画に基づき、各年度の事業費を積算した。なお、物価上昇率は日本銀行による「物価安定の目標」及び「経済・物価情勢の展望(展望レポート)」を踏まえ、毎年2.0%が続くものと仮定した。

- ストックマネジメント計画(公共下水)
- 上下水道耐震化計画(公共下水)
- 下水道管渠接続(公共下水)
- マンホールポンプ設備更新(公共下水)
- 災害復旧事業(公共下水)
- 機能強化(農業集落排水)
- 災害復旧事業(農業集落排水)
- 浄化槽設置事業(個別排水)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	計画期間内の経常収支比率を100%以上
-----	---------------------

(財源の積算の考え方)

【給水収益】

水洗化世帯数及び有収水量をもとに料金単価の実績を勘案し、基本料金及び従業料金を算定して使用料収入を積算した。

【企業債、国庫補助金】

投資額の試算に用いた各種計画に基づき、企業債発行を行うものとした。また、資本費平準化債については、元金償還額と減価償却費により算出した発行可能額での借入れを計画している。

【繰入金】

総務省の示す地方公営企業繰出基準に基づき、毎年の他会計繰入金を計上した。また、基準外繰入金については、概ね現状の水準の繰入総額になるように計上した。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(積算の考え方)

【維持管理費】

投資的経費と同様に毎年度物価上昇率2.0%のほか、職員給与費については人事院勧告による改定率の過去3か年の平均2.45%を経費実績に乗じて積算した。

【減価償却費等】

既存の固定資産の減価償却額見込み及び新規投資額による追加の減価償却費(定額法)を積算した。

【支払利息】

既往債の支払利息の予定額のほか、新発債については直近実績を勘案し、年利2.5%で推計

【企業債償還金】

既往債の償還金の予定額のほか、新発債については元金均等で20年償還として計上

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

- * (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

- * 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和2年度に策定した宝達志水町汚水処理構想にて、令和9年度末までに特定環境保全公共下水道事業の北川尻処理区を同事業の今浜処理区へ統合する計画としており、現在事業を実施中。今後は下水道施設の維持管理や下水汚泥の集約処理の可否などについて、近隣市町と意見交換を実施し、将来的な連携に向けて調査・研究を行っていく。
投資の平準化に関する事項	当該事業における下水道の面整備は概成しており、新規整備予定はない。宝達志水町下水道事業ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理及び改築・更新により、更新投資額の平準化を図る。また機械設備等に関しては、定期的な点検・修繕の実施により長寿命化に取組む。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところPPP/PFIなどの導入は予定していないが、令和3年度より農業集落排水事業を含む処理場及びマンホールポンプ場の維持管理業務における包括的民間委託を導入しており、令和8年度から合併浄化槽を含むウォーターPPPに移行する。
その他の取組	他事業体の先進事例を参考に、本町において導入可能であるか検討していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状の使用料単価は、総務省通知等において最低限行うべき経営努力とされている使用料単価150円/㎡を上回っており、かつ、経費回収率が80%を上回っていることから、当面は使用料の改定は予定しない。次回の経営戦略更新時(令和12年度見込み)に、使用料改定の必要性に関する検証を行う。
資産活用による収入増加の取組について	他事業体の先進事例を参考にして、本町において導入可能であるか検討していく。
その他の取組	他事業体の先進事例を参考にして、本町において導入可能であるか検討していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	令和3年度より農業集落排水事業を含む処理場及びマンホールポンプ場の維持管理業務における包括的民間委託を導入しており、令和8年度より合併浄化槽を含むウオーターPPPに移行する。
職員給与費に関する事項	業務委託を活用しながら最低限の人数で事務を行っており、人員削減は予定していない。
動力費に関する事項	民間事業者の技術力やノウハウを活用した官民連携手法の範囲拡大を図り、使用量の削減に努める。
薬品費に関する事項	民間事業者の技術力やノウハウを活用した官民連携手法の範囲拡大を図り、使用量の削減に努める。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新に取り組みを推進するとともに、維持管理情報の蓄積、分析によるリスク評価制度の向上を目指し、より効率的な修繕を実施し、コスト削減に努める。
委託費に関する事項	処理区の統廃合に伴い廃止となる処理場の維持管理業務に係る委託費の削減が期待される。今後は多様化する課題・ニーズに対し町職員の業務領域を整理したうえで、より効率的な業務委託範囲について検討する。
その他の取組	特になし。